

京都市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年2月27日

京都市長 門川大作

京都市規則第39号

京都市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

京都市児童福祉法等施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「, 第2項及び第4項」を「から第3項まで」に改め, 同項第9号中「第31条第2項」の右に「及び第4項」を加え, 同項第10号中「第33条第2項」の右に「及び第9項」を加え, 「児童の」を削り, 「意見の聴取」を「家庭裁判所の承認の申立て」に改め, 同条第2項中第4号から第6号までを削り, 第7号を第4号とし, 第8号を第5号とし, 第9号を第6号とし, 同項第10号中「) 及び」を「以下「居宅介護費用」という。),」に改め, 「いう。）」の右に「並びに同条第4号及び第5号に規定する費用(以下「保育費用」という。))」を加え, 同号を同項第7号とし, 同項第11号を削る。

第3条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め, 同条第1号及び第2号中「助産等費用」を「居宅介護費用, 助産等費用」に改める。

第7条第4項中「福祉事務所長」を「市長又は福祉事務所長」に, 「保育の実施を行う」を「法第24条第1項の規定による保育の実施(以下「保育の実施」という。)を行う」に改める。

第1号様式(裏面)及び第2号様式(裏面)中「第51条第3号に規定する費用又は同法第56条第3項の規定により徴収する同法第51条第4号及び第5号」を「第51条第2号から第5号まで」に改める。

附 則

この規則は, 次の各号に掲げる区分に応じ, それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第1項第5号の改正規定, 同項第9号の改正規定, 同項第10号の改正規定(「意見の聴取」を「家庭裁判所の承認の申立て」に改める部分を除く。), 同条第2項第10号の改正規定(同号を同項第7号とする部分を除く。), 同項第11号を削る改正規定, 第3条の改正規定並びに第1号様式及び第2号様式の改正規定 この規則の公布の日
- (2) 前号及び次号に掲げる規定以外の規定 平成30年2月28日
- (3) 第2条第1項第10号の改正規定(「意見の聴取」を「家庭裁判所の承認の申立て」

に改める部分に限る。) 平成30年4月2日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)